

総 務 大 臣  
麻 生 太 郎 殿

統計審議会会長  
竹 内 啓

諮問第 296 号の答申  
賃金構造基本統計調査の改正等について

厚生労働省は、賃金構造基本統計調査（指定統計第 94 号を作成するための調査）について、雇用・就業形態の多様化を踏まえ、賃金構造をよりの確に把握するため、常用労働者に該当しない労働者についての調査を新たに実施するとともに、調査事項等の改正を行うことを計画している。また、厚生労働省は、屋外労働者職種別賃金調査（指定統計第 53 号を作成するための調査）について、屋外労働者の職種別賃金に関する統計需要の減少を踏まえ、平成 16 年調査をもって中止することとし、一部の職種を賃金構造基本統計調査において調査することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応、報告者負担の軽減等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画等について

(1) 賃金構造基本統計調査

ア 調査対象等

調査対象については、常用労働者を正社員及び正社員以外に分割するとともに、常用労働者に該当しない労働者を臨時労働者として新たに調査対象に追加する計画である。

これについては、多様化している雇用・就業形態の下での賃金構造をよりの確にとらえることが可能となることから、適当であるが、「正社員」の呼称については、事業所・企業を対象とする他の指定統計調査を参考にして「正社員・正職員」とすることが適当である。

なお、「正社員」には期間を定めて雇われている労働者を除く計画であるが、事業所・企業を対象とする他の指定統計調査との整合性を踏まえ、除かないことが適当である。

また、臨時労働者については、事業所の規模に応じてしつ皆又は2分の1の

抽出割合で調査する計画である。

これについては、臨時労働者が多い事業所の負担軽減の観点から、1事業所当たりの調査対象数の上限を250人とすることが適当である。

## イ 調査事項

### (ア) 事業所票

事業所票については、①「ベース・アップの決定状況」を削除し、②「新規学卒者の初任給額及び採用人員」について、管理・事務・技術労働者と生産労働者との区分を廃止し、新規学卒者に一本化するとともに、③学歴区分については中学卒を廃止し、大学院卒を追加する計画である。

①については、他の統計報告の徴集（承認統計調査）によって同様の情報を得ることが可能であることから、適当である。

②については、管理・事務・技術労働者に該当する新規学卒者数が減少している等により区分して把握する必要性が低下していることから、適当である。

③については、中学卒の新規学卒者数が減少し、大学院修士課程修了者数がこれを上回っていることから、適当であるが、表記については「大学院修士課程修了」と改め、修士号を取得した者又は取得見込みの者を対象とすることが適当である。また、現行では、外国の大学の卒業者は大学卒に含まれていないが、外国の大学の卒業者及び大学院修士課程修了者の扱いは、国内の同程度の学校の卒業者・修了者として扱うことが適当である。

### (イ) 個人票

個人票については、①正社員以外では、雇用期間の定めの有無に関する設問を追加し、②「パート」を「短時間」に、「職階」を「役職」に表記を変更し、③所定内給与額については、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除くことで計算できるため、その記載を廃止する計画である。

①については、1（1）アで記述したことを受けて、正社員以外だけではなく、正社員についても雇用期間の定めの有無を調査することが適当である。

②については、「短時間」は雇用形態のパートタイマーとの誤解を防ぐためであり、また、「役職」はより一般的な呼称に改めるものであり、共に調査内容に変更がなく、適当である。

なお、調査票記入要領における役職の区分表記は、その対象がラインの役職者とは限らないことから、「部長」、「課長」を「部長級」、「課長級」と改めることが適当である。

③については、集計事項に変更はなく、報告者の負担軽減に資するものであることから、適当である。

## ウ 調査職種

調査職種については、①屋外労働者職種別賃金調査の中止に伴い、同調査において調査していた土工、大工、電気工等を賃金構造基本統計調査の調査職種に加え、②該当労働者数の減少により、内線電話交換手、掘進員、採炭員等を調査職種から除外し、③高度で専門的知識を要する職種（公認会計士、歯科医

師、大学講師等)を追加する計画である。

①については、推計労働者数がおおむね1万人以上の職種又は政策ニーズ上、その賃金データが必要な職種を追加するものであり、適当である。

②については、推計労働者数が少なく、かつ減少率が大きい職種を除くものであり、適当である。

③については、近年増加している専門的・技術的職業に従事する労働者を把握するものであり、適当である。

## エ 集計事項

集計事項については、新たに雇用形態別(正社員、正社員以外の常用労働者(雇用期間の定めの有無別)、臨時労働者の別)の集計を行う計画である。

これについては、調査対象の変更を踏まえたものとなっているが、1(1)アで記述したことを受けて「正社員」を「正社員・正職員」に改めた上で、雇用期間の定めの有無別の集計を行うことが適当である。

### (2) 屋外労働者職種別賃金調査

屋外労働者職種別賃金調査については、平成16年調査をもって中止し、労働行政上必要な一部の職種を賃金構造基本統計調査の調査職種に加えて調査する計画である。

これについては、労働者数の減少から、統計精度を維持した調査結果の表章が困難となってきていること、及び各種労働施策への反映の機会が減少していることから、労働者災害補償制度における平均賃金算定の基礎資料とされている一部の職種を賃金構造基本統計調査において引き続き調査することとした上で、本調査を中止するものであり、適当である。

## 2 今後の課題

- (1) 近年の派遣労働者の増加の状況等を踏まえ、派遣労働者の実態把握の方法等について検討するとともに、現在、常用労働者数により把握されている企業規模がよりの確に把握されるように検討する必要がある。
- (2) 退職給付の一部を賃金へ上乘せする等の変更を行う企業が生じていることから、退職金制度の見直しが賃金に与える影響について、計量的にとらえる調査手法、集計事項等を検討する必要がある。
- (3) 今回、常用労働者を「正社員・正職員」及び「正社員・正職員以外」に分割することとしたが、雇用・就業形態が多様化していく中で、「正社員・正職員」については、引き続き概念の明確化及び呼称の適切性等につき検討する必要がある。